

川内原子力発電所対策調査特別委員会記録

○開催日時

平成27年2月18日 午前10時1分～午前11時34分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（7人）

委員長	森 永 靖 子	委員	井 上 勝 博
副委員長	森 満 晃	委員	川 添 公 貴
委員	川 畑 善 照	委員	小田原 勇次郎
委員	杉 蘭 道 朗		

○欠席委員（3人）

委員	佃 昌 樹	委員	福 元 光 一
委員	今塩屋 裕 一		

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 上 野 一 誠

○その他の議員

議員	新 原 春 二	議員	成 川 幸太郎
議員	谷 津 由 尚	議員	帯 田 裕 達

○説明のための出席者

危機管理監	新 屋 義 文	課長代理	寺 田 和 一
防災安全課長	角 島 栄	原子力安全対策室長	遠 矢 一 星

○事務局職員

事務局長	田 上 正 洋	主幹兼議事グループ長	瀬戸口 健 一
議事調査課長	道 場 益 男	主 幹	久 米 道 秋
課長代理	南 輝 雄		

○審査事件

- 川内原子力発電所の安全対策に関する調査
 - 川内原子力発電所の運転状況について
 - 陳情第11号 川内原発再稼働の前に要援護者の避難計画を万全なものにすることについての陳情
 - 避難計画に関する業務工程予定表について
 - 避難計画に関する参考人招致の取扱いについて
- 追加日程 川内原子力発電所の工事計画認可等の審査状況に係る九州電力の参考人招致の取扱いについて
-

△開 会

○委員長（森永靖子）ただいまから川内原子力発電所対策調査特別委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により委員会を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）御異議ありませんので、そのように審査を進めていきます。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。現在、3名から傍聴の申し出がありますので、これを許可いたします。

なお、会議の途中で追加の申し出がある場合にも、委員長において随時許可します。

△川内原子力発電所の安全対策に関する調査

○委員長（森永靖子）それでは、川内原子力発電所の安全対策に関する調査に関して、川内原子力発電所の運転状況等についてを議題といたします。

当局に説明を求めます。

○原子力安全対策室長（遠矢一星）それでは、川内原子力発電所の運転状況について御説明いたしますので、委員会資料のほうを御準備ください。

委員会資料の表紙をめくっていただきまして、資料1になります。まず、1の運転状況及び発電実績でございますが、1号機の実績を1ページに、2号機の実績を2ページに記載しておりますが、現在、停止している状況ですので、平成26年度における発電電力量はそれぞれゼロとなっております。

それでは、3ページをごらんください。2の放射線廃棄物の管理状況について、平成26年12月末現在の1・2号機の合計について御説明いたします。

まず、(1)の気体・液体廃棄物の放出量についてですが、表の中央、真ん中の列になりますが、気体廃棄物の放出量が記載されております。下から2段目の平成26年度の放出量は、0.05掛ける10の10乗ベクレルで年間放出管理目標値1.7掛ける10の15乗ベクレルを大きく下回って管理されております。

次に、表の右側のほうになりますが、液体廃棄物の放出量について記載されておりますが、平成

26年度の放出量は、検出限界値以下ということで、運転開始当初からこれまで検出されてはおりません。

参考までに、トリチウムについて、一番下の表に記載しておりますが、平成26年度の4月から12月までの放出量は、0.02掛ける10の13乗ベクレルであり、年間放出管理基準値1.1掛ける10の14乗ベクレルを下回って管理されております。

次に、4ページをお開きください。(2)の固体廃棄物の貯蔵量ですが、200リットルドラム缶相当で2万2,593本貯蔵されており、貯蔵容量約3万7,000本に対して、貯蔵率61.1%となっております。

その下の表には、参考としまして、平成26年度における月別の発生量、焼却減容量、搬出量、貯蔵量を掲載しておりますので、後ほど御確認ください。

次に、3の使用済燃料の貯蔵の状況ですが、1・2号機の合計貯蔵量3,224体に対し、現在の貯蔵量は1,946体で貯蔵率は60.4%となっております。

次に、4の新燃料の保管状況ですが、現在、2炉心分取りかえようとして、116体を保管しております。

なお、この新燃料は、使用済燃料プールとは別に新燃料貯蔵庫のラックに挿入され保管されております。

最後に、5のトラブル等情報ですが、該当はありませんでした。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（森永靖子）ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）質疑はないと認めます。

以上で、川内原子力発電所の運転状況等についてを終了いたします。

△陳情第11号 川内原発再稼働の前に要援護者の避難計画を万全なものにすること

についての陳情

○委員長（森永靖子） それでは、陳情第11号 川内原発再稼働の前に要援護者の避難計画を万全なものにすることについての陳情を議題といたします。

△避難計画に関する業務工程予定表について

○委員長（森永靖子） まず、前回の委員会において、避難計画に関して、委員から要望のあった業務工程予定表について資料が提出されておりますので、当局に説明を求めます。

○防災安全課長（角島 栄） それでは、資料に基づきまして、本市が取り組んでいる業務について御説明いたします。

委員会資料の資料2、5ページをお開きください。

まず、大きな1番目の避難計画作成状況等についてでございますが、1の広域避難計画につきましては、まず国・県の原子力防災計画の見直しに伴い、本市も計画を見直し、その中で住民の広域避難計画を作成しました。昨年3月、原子力防災ハンドブックと鹿児島県が作成しました原子力防災のしおりとあわせて、市内の全世帯に配布したところでございます。現在も転入者等については、窓口等で配布しているところでございます。

また、2の住民への説明会の中で、避難先及び避難の経路図が文字だけではわからないとの御意見があり、また、実際に避難先を訪れていただく中で道路が狭いなどの御意見もあったことから、昨年12月から1月にかけて、本市の詰所要員による避難先、避難経路等の確認作業を実施したところでございます。その結果を（3）の広域避難経路図に反映しているところでございます。

広域避難経路図につきましては、今年度末には鹿児島県の地図に避難経路、途中のトイレ、ガソリンスタンド等、並びに日ごろから気をつけておくこと等を記載した避難経路図を本土地域の38地区コミュニティ協議会に3月までに配布することとしております。

次に、PAZ圏内の戸別訪問につきましては、平成25年度、嘱託員4名を雇用し、PAZ圏内の全世帯を訪問し、避難行動要支援者の把握、避難先、避難経路、バス避難集合場所の説明、確認を行いました。あわせて、防災行政無線の取扱説

明、不具合時の処理等についても確認を行ったところでございます。

次に、3、PAZ圏内の災害時要援護者支援連絡協議会設置運営につきましては、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に規定する災害が発生した場合に、自力で避難できない、または避難行動に時間を要する高齢者と放射線の受けやすい方を迅速かつ円滑に避難させるため、防災機関等が要配慮者の情報を共有し、災害対策を万全にするための方策等を協議するために、平成25年7月に設置しております。

次に、UPZ圏内在宅の要配慮者対策では、これまで災害時要援護者支援計画に基づき、個別支援計画作成を進めてまいりましたが、より作成を促進するため、ケアマネジャーの協力による訪問可能な要配慮者の名簿を整理し、嘱託員、消防団員により訪問を実施し、状況を把握しているところでございます。本年度末までには一応の個別支援計画作成を得ながら、来年度も新規の登録や計画の更新を進めてまいります。

次に、5、入院、入所の医療機関、社会福祉施設の避難計画につきましては、PAZ圏内1医療機関6社会福祉施設につきましては、平成25年度、UPZ圏内のうち10キロ圏内の1医療機関8社会福祉施設につきましては、平成26年度前期に避難計画を作成し、避難先まで決め、協定も締結しているところです。

また、10キロ以遠につきましては、鹿児島県が整備しました原子力防災避難施設等調整システムを取り入れた避難計画マニュアルを作成し、来年度前期までには配布することとしております。

次に、学校における原子力防災マニュアルの作成につきましては、市内の全幼稚園・小学校・中学校については平成25年度に、私立の幼稚園・保育園、認可外保育所、へき地保育所及び公立の高校、私立の中学校・高校並びに大学と市内の学校につきましては、本年26年度に作成が完了しているところです。

次に、大きな2番目、事業所避難計画につきましては、事業所の避難行動計画を作成していただくため、まずは原子力災害時に即時避難となるPAZ圏内の事業所を対象に、昨年10月27日に説明会を開催したところです。説明会では、避難行動計画の作成要領とあわせて原子力防災計画の内容の周知もいたしました。年度内にはマニユ

アルを作成し配布する予定でございます。

また、UPZ圏内の事業所につきましては、原子力防災マニュアル案を平成27年度前期までに送付し、作成を依頼していきます。

次に、大きな3番目、安定ヨウ素剤整備につきましては、事前配布となるPAZ圏内につきましては、昨年6月から12月にかけて説明会を16回、配布会のみを5回開催し、配布予定者の69%に配布済みでございます。

PAZ内への転入・転居者を含め未配布者の対応につきましては、県は今後も、年2回程度説明会を実施する予定であり継続していくこととなっております。

なお、平成28年度後期の矢印につきましては、安定ヨウ素剤は3年ごとの更新となっているところでございますので、記載してございます。

また、PAZ圏内の1医療機関6社会福祉施設には、年度内に説明会を開催し、来年度配備予定で検討しております。

また、PAZ圏内の2保育園、2小学校、2中学校への配備については、今後検討していくこととしております。

また、UPZ圏内については、次年度において保管場所等の検討もすることとなっております。

次に、大きな4番目、要援護者等屋内退避施設整備については、原子力緊急事態において即時避難が困難で、一定期間その場にとどまらざるを得ないことが想定される要配慮者等が避難する施設に、放射線防護機能を備えた一時的な屋内避難施設の整備事業でございます。平成25年度に旧滄浪小学校体育館、旧寄田小学校体育館に整備し、平成26年度は星原集会所、峰山地区コミュニティセンターを整備中であり、本年度末までには整備済み予定でございます。また、平成27年度は水引地区コミュニティセンター、平島集会所を整備する方向で進めております。今後も、施設整備についての要望を継続していくこととしています。

次に、大きな5番目、避難車両の調整については、鹿児島県は当初、バス協会と協定を結ぶ方向で協議を進めてまいりましたが、協議を進める中で、協会はバスを所有していないということで、現在、県内のバス会社と個別に協定を結ぶ方向で調整し、近々、数社とは協定を締結する予定でございます。その他のバス会社につきましては、平成27年度以降に協定締結を進めていくことを聞

いております。

また、避難車両として、九州電力様からは、寝たきりや車椅子の方の避難車両としましてストレッチャー仕様や車椅子仕様の車両の支援をいただくこととし、現在、県、市、九州電力で具体的な実施方法等について協議を進めております。

なお、両車両については、ストレッチャー、車椅子両方の使用が可能なものでございます。

次に、大きな6番目、今後の課題につきましては、(1)市民への原子力防災に係る啓発としまして、毎月26日の研修会や出前講座等を通じ、今後も継続して市民に周知してまいります。また、原子力防災訓練を通じ、原子力防災計画、避難計画の充実につなげてまいります。

次に、(2)在宅の避難行動要支援者名簿作成及び支援者の確保、避難の詳細計画の作成については、さきに説明しました避難計画作成に関連の取り組みを行っていますが、市関係課のデータから抽出し名簿の作成をしております。

また、避難行動要支援者避難支援制度に登録、同意していただき、支援関係者が日ごろの見守り、安否確認の関連業務に使用できるよう、名簿の共有を図っているところです。

今後は、登録されても支援者が決まっていない方が見受けられ、個別支援計画の作成が課題となっております。今後も関係課と連携して取り組んでまいります。

次に、(3)市役所機能移転に伴う祁答院支所への通信機器の整備、放射線防護対策の工事、事業継続計画の作成にも取り組んでまいります。

次に、(4)避難退域時検査・除染箇所の選定については、避難退域時検査とは、スクリーニングというものでございます。これにつきましては県によるものであり、国による避難退域時検査に関するガイドラインの提示後、県が対応することとなっております。

次に、(5)公共交通機関・自動車専用道路の有効活用等につきましては、避難の円滑化をより一層図るため、国・県と協力しながら関係機関と協議を進めていきます。

次に、(6)避難先市町における避難生活等、受け入れ市町との調整につきましては、鹿児島県と市長会、町村会と、平成19年に締結しました災害時相互応援協定を活用し、具体的な内容について、本年10月までに調整を進めていきます。

次に、（７）避難所までの住民の誘導に関する関係機関との調整につきましては、避難を円滑に行うため、鹿児島県警による交通整理のほか、県・市等においても、道路情報の広報や誘導を行う職員の配置等について調整を行います。

次に、避難時の救急車等活用に関する調整につきましては、救急車につきましては、緊急時の活用ということになりますが、避難時の避難者の移動につきましては、法的に現在ではできないことになっております。

そこで、現在、国からの支援職員を通じながら、国の関係省庁へ問い合わせをしているところでございます。

次に、（９）避難車両（福祉車両）の確保につきましては、九州電力様からの支援車両に加え、市内の医療機関、社会福祉施設等の所有する車両の活用等を協議してまいります。

次に、（１０）避難道路整備につきましては、県道の整備及び林道への接続道路の調査等を進めることとしていただいております。今後、孤立可能集落等への接続等も考えられることから、県への要望並びに協議も進めてまいります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（森永靖子） ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（杉藺道朗） 前回の委員会のときに資料請求という形でお願いして、このような業務工程予定表を提出をしていただきました。非常に見やすく全体の流れが把握ができますので、その分については大変評価をいたしたいというふうに思います。

ただ、この横バーといいたしでしょうか、その年度ごとの前期・中期・後期という部分に分けてございますので、今後、要望としては、またできる限り中間報告みたいな形で、实际的にこの前期・中期・後期の中で、どの部分まで今のこの課題がそれぞれ紹介されているのかという部分に関しても、委員会等でできる限り資料提出をしていただきたいなということを、まず１点お願いをしておきます。大変御苦勞があつて、当然、県ないし国等とのまたいろいろ交渉の中で、まだまだ課題等はあるかと思っておりますので、十分なそういう連携をとりながら、資料としてはしっかり出していただきたいな。そして、各委員にある意味わかりやすく

質疑等々ができる形で御配慮願いたいなということをお願いをしておきます。

それで、この項目が多岐にわたるものですから、私のほうからは、この避難計画の６番目の項目の中に、学校等における原子力防災マニュアルの作成ということで、既にもう平成２５年度で終了しておりますして、各教育現場でも対応されていると思うんですが、小学校高学年、中学、それから高校とそれぞれ大学、それから、もろもろ、ある程度の年齢層の高い方々においては、このマニュアルの中でいろいろ説明があつたりとか、避難のそういう予行訓練みたいなものがあつたりして理解できる部分があるんですが。いわゆる保育園、それから幼稚園といつか、低年齢児と児童、幼児と申しましょうか、そういう子どもさん方を預かつてる中でマニュアルの中では大分御苦勞がある部分、避難計画も含めてですけれども、あるんじゃないかなと思うんです。だから、実際のその現場現場での対応でいろいろな声が上がってる部分があるとするならば、少しお示しをいただきたい。相手がなかなか理解し得ない部分の対象ということでありましようから、もしあればお示しをいただきたいと思います。

○防災安全課長（角島 栄） この業務工程表の中間工程につきましては、報告していきたいと考えております。

また、ありました保育園、幼稚園等についての御苦勞という御意見等については、現在のところ、当局のほうには入っておりません。

以上です。

○委員（杉藺道朗） いわゆる指導される先生方あたりの中で、何といいたしでしょうか、理解が当然あつてのいろんな次の行動につながる部分というものもあると思うんですね。ただ、それが今具体的、そういう御意見等々が届いてないということであれば、まだ、いわゆる絵に描いた餅じゃないけれども、表面でしか受けとめられてない部分があるのかなというふうに思いますので。ある意味、実効力のある、マニュアルに対しても、それぞれの現場でのちょっと捉え方がやっぱり濃淡があるんじゃないかなというふうに思いますので、できる機会を捉えて、そういう意見交換会等も実際やっていたきたいなということを一応要望はしておきます。

以上です。

○危機管理監（新屋義文） 現在、防災計画に対する資料という研修会もやっております。若干、参加者も少なくなってきた状況の中で、今後、今、委員おっしゃいましたように、幼稚園とか保育園とか若いお母さん方もいらっしゃいますので、先生方もあわせて出かけていけるような、そういう対策をとっていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（森永靖子） 先ほどの杉菌委員の資料請求についても、引き続きお願いしたいというふうに委員長のほうからもお願いしておきます。

ほかにありますか。

○委員（井上勝博） 私も、見やすい工程表ができたというふうには感想は持ちました。

ただ、懸念されている問題、それが結局、棒線がずっとこの継続のところにあるところがやはり問題かなと思っています。先ほどあったスクリーニングポイントについても、結局、継続と。避難退域時検査・除染箇所の選定というところが決まっていない、継続になっているという問題や、それから、バスの確保についてですが、これも協定締結は始まるんだけど、数社と提携をするんだけど、拡充については継続になっているわけです。こういうふうに見ていくと、あとは避難道路の危険区域の安全確保という点についていえば、やはり一番下のほうに、避難道路整備というところで継続というふうになっていますし、避難車両についても福祉車両の確保が継続になっておりますし、やっぱりこういったところがまだ見えないというか、いつまでにこういうのが、継続ではなくて、一応完成というふうになるのか。

確かに要援護者については、きょうまで元気だった人が、あした倒れたりというような変化もありますので、それを完全にというのは難しいことではあるんですが。しかし、一通り、やっぱりやってしまうというところまでできないというのは、かなりやっぱり膨大な作業があるからなんだろうというふうに思います。

そこで、ちょっと一つだけお聞きしたいんですけども。このバスの確保なんですけど、バスの必要台数をどう見ていらっしゃるのか。それについて、この二つの会社との協定が終わった時点で、何台確保されるというふうに考えているのか、というのはちょっとお聞きしたいんですけど。

○防災安全課長（角島 栄） バスの確保につき

ましては、数社と協定を結ぶということで確認しているところでございますが、バスにつきましては、バスの数社、大きいところからということで聞いておりますので、PAZ圏内のバス52台分については、その数社で確保可能ということになっております。UPZにつきましては、今後、先ほど説明しました、継続的にバスの協定を結んでいくということで対応していくということになります。

以上です。

○委員（井上勝博） PAZについては52台を確保する必要があるというふうなお答えなんです。このUPZについては、一斉にUPZ内の人たちが逃げることは想定してないわけですよね。モニタリングポストで基準値を超えた場合に、その地域の人たちが逃げるというような想定になっているわけですが、ただ、やはり最悪の場合というのを考えておかなければいけないと。想定を超えた大事故になると。これは、伊藤知事はそんなことはありませんというふうに言ってるんですが、それは科学的ではないというふうに科学者からも指摘をされていて、どんな事故が起こっても、安全に逃げられるということにしないと、本当に命や安全を確保できないわけですから、UPZ内で最悪の事故の場合に、一体何台確保しなくちゃいけないのかというふうに考えていらっしゃるのかなんですけど。

○防災安全課長（角島 栄） UPZ内の台数につきましては、県内のバス会社等の台数でございますが、現在、県内のバス会社につきましては、一般車両とは違って、貸し切りバス等を優先的に使うということで、大型バスの貸し切り乗車可能台数ということで322台ございます。その中で先ほど言いました、一斉にということを現在のところ考えてはおりませんので、その中で対応できるということでございます。

○委員（井上勝博） 私、バスをしっかりとシミュレーションをして、こういったケースの場合は何台確保しなくちゃいけないのかと、こういったケースの場合は何台確保しなくちゃいけないのかと、最悪の事態は何台確保しなくちゃいけないのかということは、まず目標として持たなきゃいけないんじゃないかなと思うんですよね。そして、その上で、今県内に何台あるのか、県外で協力してくれるところのバスは何台あるのか。その1台

について、例えば55人乗りだったら、55人乗るということは考えられないわけですよ、現実には。バスが向かった先が55人もいない地域だったりするわけですから。だから、バスに乗る平均乗車というのは何人になるのか、何%になるのかと、そういうことも全て考慮した上で、バスの確保ということができましたというふうな、そういう回答にならなきゃいけないんじゃないかというふうに思うんですね。そういったところが、まだ詰めがされてないのかなという印象を持ったんですが、それはいかがなんでしょうか。

○防災安全課長（角島 栄） バスにつきましては、大型バス、中型バス、小型バスの台数については把握しているところでございます。その中で被災が発生した場合につきましては、原子力災害対策本部等のほうから指示を出し、その道路状況等も加味しながら、小型バス、中型バス、避難所の数とかを確認しながら要請をかけていきたいと考えているところです。

以上です。

○委員（井上勝博） あんまり回答というふうにはなっていないと思うんですけども。スクリーニングポイントのことなんですけれども、これはスクリーニングポイントについては、考え方がどうもぶれているような気がしているんですね。前は、30キロ圏内にポイントを設けて、それから先は汚染されないようにというような考え方だったと思うんですけども。最近の考え方は、30キロ圏外でもポイントを設けるんだというふうな考え方になってきていて、しかも、いつまでたったらそのポイントが定まるのかということについてもよくわからないという状況で。これってというのは、いざというときには一番かなめのところなんじゃないかなと。

福島の実状を見ていても、そういったスクリーニングポイントというか除染をするということは必要なことであって、この除染箇所が定まらないというのは一体どういうことなのかな、その理由は何なのかなということをちょっと知りたいんですけども、どうなんでしょうか。

○防災安全課長（角島 栄） 先ほども少し説明させていただきましたが、現在、国のほうで待機時のガイドラインを作成しているところでございますので、その作成後に県のほうが対応するということで確認しております。

以上です。

○委員（井上勝博） とすると、国のほうでこのガイドラインが作成されればできるんですということであるならば、国のほうが、大体このぐらいまでにはつくりますよというのがなければおかしいのじゃないかなと。ガイドラインはいつできる予定ですと、平成27年度中にできると。そうすると、そのガイドラインに基づいてスクリーニングポイントを定めるわけですから、ずっと継続になってるということはある得ないんじゃないかなと思うんですが、そこはどうなんでしょうか。

○防災安全課長（角島 栄） その点につきましては、現在、いつまでにということを確認しておりますので、また再度確認していきたいと思えます。

以上です。

○委員（井上勝博） それはやっぱり、スクリーニングポイントというのは注目されているポイントであって、これが期限が決められていないというのは、どうも不可解だなというふうに思います。本当に国のほうが本気になってるんだろうかと。もうあんまり力が入っていないんじゃないかなと。むしろ、もう再稼働を次々と今審査書について合格を発表していく中で、避難計画は再稼働とは別だというふうに言いながら、一方では、避難計画については期限なき状況になってきているという感じがするわけですが。

この避難道路の危険区域の安全確保について、この避難道路整備なんですけれども、これについては、以前、昨年の台風8号が接近したときに、その川内川ですけれども。川内川から波が、道路が波をかぶるというような写真などが示されて、8号といたらそんなに大した被害がある台風でもなかったのに、それでさえも、あの道路が使えるのかどうかということが危ぶまれるような状況だったわけですよ。

こういった問題については、県のほうには要望していますというふうになってるんですけども、一体いつまでたったら、避難道路が安全上何ら問題ありませんというふうになるのかどうかということなんですけれども。それについても、まだ期限が決められてないということなんでしょうか。

○危機管理監（新屋義文） 避難道路、先ほどおっしゃいました、例えば久見崎の川内川沿い、それと、寄田でいえば、いちき串木野の羽島地区と

か低いところもございますが、それについてはやはり林道寄田青山線ですか、そちらへの例えばつけかえ等々も考えていかないといけないというふうには考えておりますし、先ほども委員からありましたとおり、県に対してはそういう低いところについての早期整備というものについての要望というのは、今後も進めていかなければならないということで対応していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（森永靖子）今回までにしてください。

○委員（井上勝博）それで、今後の課題のところでもう一つ。この在宅の避難行動要支援者名簿の作成及び支援者の確保、避難の詳細計画作成がやはり継続になっていると。在宅関係でいうと、伊藤知事が10キロ以遠の要援護者については、作成は不可能だし、つくらないというふうに記者会見で言いました。それに対して、それを打ち消すような発言は、取り消すような発言はなく来ているわけですが。この10キロ以遠の要援護者、要支援者など、この継続というふうになっているのは、どういう理由なんですかということです。

○防災安全課長（角島 栄）県知事のほうが10キロ以遠はつくらないという発言がございしますが、それにつきましては医療機関、福祉施設と当局は理解しております。

なお、この線が継続になっておりますが、これにつきましては、日々状況が変わっておりますので、その中で継続的に見直しをしたり更新したりいかないといけないということで、継続というラインを引いているとでございます。

以上です。

○委員長（森永靖子）井上委員がなかなか納得がいかないようなので、永遠と7回質問が続きましたが、当局のほうで、何かこれにつけ加えることがあれば。寺田代理、何かありますか。先ほど手を挙げられたんですが、いいですか。

それでは、ほかに。

○委員（川添公貴）陳情第11号についての関連の資料だということで、それを踏まえて質問させていただきたいと思うんですけど。

この陳情第11号は、再稼働前にということにはなっているんですが、常日ごろ話をするように、避難計画と再稼働は別だろうということで、今回、業務工程予定表の中で継続とされていることは重

要だと思います。目標を立てて、ここで打ち切るべき、ここまでするべきという問題ではなくて、これは恒久的にやっていく問題だろうということなんで、この継続ということはもう一番重要だと。ここで終わりですよということがあってはならないという意味で、この継続は、この工程表はすばらしいもんだろうと評価しておきたいと思います。

その中で、バスについてもあるんですが、バスは鹿児島県の場合は大手3社が大体やるんですけど。そことの連携をやってる、調整をやってるちゅうのは聞いてるんですが。その中でこの陳情書の中で一番危惧されていることが、要支援者ですよ。この工程表の中でも大きな4番、この大綱の中で大きな4番でも示されているんですが。個人的に考えるんですけど、要援護者の中にもいろんな個性を持っていちゃる方がおいでであります。詳しく言うと、身体的とか知的とかっていう類別があるんですが、その点についても、やはり私なんかもそういうのに関連してるんですけど、一般の病院施設に入ってもらっちゃる方等々についての避難計画と、それから、そういう方々の特性ある個性を持った方々の避難計画とは、やはり別個につくっていくべきだろうという考えを持っています。これは今後の課題として、ここに載っていればうれしかったんですけど、やはりそういう方々をより安全に、より安心される形で避難をさせて滞在をしていただくという計画も今後検討していく必要があるんじゃないかということが一つです。これはどのように考えていらっしゃるのかということです。

ということは、最初言いましたように、継続しでずっとやっていかなきゃいけない。再稼働とは別なんだということを踏まえると、そこも検討すべきだろうと。あわせて、そういう方々のためにバスを準備をするべきだろうと、私は思ってるんです。そこ辺の考え方を示し願いたい。それが一点です。

それから、余計なことですけど、今後、資料は、もうちょっと字を太かしてくれやれんどかいな。がつつい見えんもんで。

そういう個別の要援護者のこと、それをどこまで考えていらっしゃるかということです。

それと、あと、大きな目標として、これが大きな大綱として今計画表ができてるんで、平成27年度以降には、ある程度細部にわたって――

今言ったような細部にわたって、徐々に詰めていって、30年、35年という形でつくっていくべきだろうと思うんですけど、そのような考え方はないのかどうか。とりあえず、その2点だけをお教え願いたいと。

○危機管理監（新屋義文） 委員御指摘のとおり、やはり施設についてもいろんな方がいらっしゃいますので、その種別に基づいた避難マニュアルというものをやっぱり準備していかないといけないということで考えておりますので、継続的に取り組んでいきたいと思っております。

例えば、おっしゃいましたとおり、平成27年度に当たっては、やはり事業所の中でも、例えば通所のところと入院施設のところとやっぱり取り扱いが違ってくるだろうということもありますので、その辺もまた、マニュアルについても一回つくった後でも、また更新しながら作成をしていきたいと考えております。

以上です。

○委員（川添公貴） ぜひ、今ここ大綱ができたんで、そういうところに細かく気を配っていただくことが、より充実した避難計画になっていくんだろうと。当然、再稼働しますんで、その後もここで終わりだよということはないようお願いをしておきたいと思います。

次に、今後の課題となってるんですが、1の今後の課題、大きな6、1の（2）のAですけど。在宅支援の関係です。これは県において、一回調査をされてると思うんですが、私が勘違いなのか、どういう支援が必要なのか、どこまでどうなのかという調査があったように思ってるんです。たしか原本も見て、ちょっと相談を受けて、こうこうしなさいと言った覚えがあるんですけど。それを取りまとめたのが、平成26年中に作成なのかなということの一つ。それを生かした今後の計画としては、それを踏まえて、避難計画をもう一回練り直していかれるのかということを確認しておきたいと思います。

○防災安全課長（角島 栄） 県による調査につきましては、特定疾患並びに児童等についての調査でございまして、市がしている調査とは別でございまして。

それと、今後の避難計画の見直しについては、状況等も変わってきますので、それについてはまた検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（森永靖子） よろしいですか。ほかにありますか。

○委員（井上勝博） 陳情の中には、この要支援者、要援護者についてアンケートを実施して、やっぱり要援護者の実情を把握してほしいと。そして、安全に避難できる体制をつくってほしいというのが陳情の趣旨なんですけれども。やはり障害者とか、そういう要援護者の方々について、こういうふうにしましたということを上から決めるのではなくて、そういった人たちの声、細かい声、トイレの不安とか集団生活への不安とかいろんな不安がある。酸素ボンベを持っている人は、酸素がちゃんと供給できる体制があるのかとか電源の確保ができるのかとか、そういういろんな不安というのがあると思うんですよね。こういった不安に対して応える、そういう避難マニュアルというのがつくられる必要があると思うんですが、このアンケートを実施するというつもりはあるんでしょうか。

○防災安全課長（角島 栄） 在宅並びに施設の要援護者等につきましては、現在している支援制度に関する調査等を通じながら、また、施設における避難計画と、また、防災に関する出前講座等を通じながら状況の把握をしていきたいと考えており、現在のところ、アンケート調査については実施するという事は考えておりません。

以上です。

○委員長（森永靖子） よろしいですか。ほかに。

○委員（川添公貴） アンケート調査を実施って、アンケートというのは、そもそも特定の項目だけ書く状態がアンケートですよ。なかなかそれじゃ避難計画に反映できないだろうと私も思ってます。

今、課長がおっしゃったように、今後、先ほど言いましたように、細部を詰めていくに当たっては、各団体があります。そういういろんな育成会とか団体があるんで。その方々との会合の中に飛び込んでいっていただいて、どのような避難計画、避難体制がいいのかという意見をお聞きしながら、年数をかけていって計画を充実していくべきだろうと考えるんです。その方向性で検討していただけないかということが一つ。

それから、一点、なかなか言いづらいんですけど、避難をされる知的障害者の方々の場合は、本

人たちより周りが、先ほどの麦の芽福祉会の中にも書いてあるんですけど、周りの方とのうまくコミュニケーションがとれない状況が生まれるのが実情です。ですから、そこら辺があるんで、今言ったように、出向いていていただいて、しっかりと協議をして、平成27年、平成28年、平成30年という形でつくっていかれたらどうかと思うんですが、そのような考えはないのかをお聞かせ願いたいと思います。

○危機管理監（新屋義文） こういう要援護者の関係についての避難計画、全体的な計画については委員御指摘のとおり、やはりそういう団体に出向きまして、どういう項目が必要なのか、その辺の事情聴取はしていきたいと思っております。

そして、先ほど、個別的なそういう避難計画的なところについては、先ほど課長が申しましたように、今現在、消防団員、それと訪問嘱託員が回っておりますが、そこの調査票を用いながら、直面着をしながら、病気の状況はどうでしょうかとか、例えば避難先での留意事項とかその辺を直接お聞きしながら調査票を作成しているところがありますので、こうした面着をしながら、避難の要領の作成を個別的に現在取り組んでおりますので、今後もまだ手を挙げてない方についても取り組んでいくこととしております。

以上です。

○委員長（森永靖子） よろしいですか。

○委員（小田原勇次郎） ありがとうございます。冒頭でこういう業務工程に沿って一生懸命避難計画の策定に取り組んでおられることに、まずは敬意を表したいと思います。

今、川添委員がおっしゃったように、この要援護者の避難計画を万全なものにするということについては、陳情の第11号でありますから、趣旨については十分に理解をし、それに努めていかなければならないと思うところでありますが。工程表のとおり、やはり継続事業であり、万全を期すためには、まだ時間をかなり要する部分があるのかなという認識を改めて持ったところでありました。

私も後期の委員になりましてずっと拝聴してる中で、この計画についてやっぱり懸念をちょっと持っております。というのが、いわゆる要支援の方々について、福祉サイドで地域を挙げた要支援者台帳というのを策定をしております、地域

でいわゆる福祉の政策として見守っていきましようという地域福祉という考え方でそういう名簿の策定をしておりました。それについては、例えば民生委員さんであるとかアドバイザーさんであるとか、自治会長が大いに絡んできて、その地域でそういう支援の必要な方々に対しては地域福祉として取り組んでいきたいと思いますという取り組みなんです。

今度、片やこの災害時の避難計画については、嘱託員の方4名、そして消防団員が今度はおかわってきて新たな名簿作成に入ってきたときに、果たしてこれが——この前も成川議員が若干番外でおっしゃいましたけれども、地域として機能していくのかなという——実態性を持った避難計画となっていくのであろうかという、現時点では、そういう懸念を持っておるところです。そこあたりをどう今後解消していかれるお考えなのかというのを、その福祉計画との連携も踏まえて、どういう形で解消していかれるのかというのを一点お伺いをさせていただきたいと思います。これは大きな点で1点。

あと各論として、この避難計画のこの工程表、いろいろ説明資料の中で、文言だけ。ちょっとこれは各論なんです、要支援という、要支援者という部分が出てき、要援護者という言葉が出てき、要配慮者という言葉が出てきて、私は個人的にはわけがわからなくなっておるんですが、そこあたりを明解に御説明がいただければ非常にありがたいかなと思うところです。

以上です。

○防災安全課長（角島 栄） それでは、1点目なんですが、地域の要支援、地域福祉との関連ですが、現在も障害・社会福祉課のほうと連携をとりながら、この支援制度についてもお互いに連携とってやっているとでございます。この消防団員等も活用しての訪問につきましては、事前にそういう関係機関と協議し、その中で実施しているところがございますので、今後も継続しながら関係機関とやっていきたいと思っております。

次に、要配慮者、要支援者等につきましては、以前、災害時要援護者というのがございましたが、その中で法の改正で要配慮者というふうに変わっております。要支援者となりますと、何ていえばいいかな……。ちょっと待ってくださいね。

○危機管理監（新屋義文） 従前が、災害時要援

護者という言葉がございました。その中でも避難を必要とする方を要支援者と言ってます。先ほど課長が言いましたとおり、災対法の改正がありまして、災害時要援護者を要配慮者というふうに呼ぶようになりまして、その中の避難の支援を必要とする方を要支援者ということで御理解いただければと思うんですが。

以上です。

○委員（小田原勇次郎）わかりました。今後、やはりこの福祉計画とのリンク、要するに、やはり地域を挙げて、いろんな災害が起こったときに、やはり地域力というのが問われる部分があります。そこらあたりをうまく起動できるような形で今後話を進めていかれる必要性をやはり強く感じております。そこあたりをまた今後詰めていっていただきたいという部分と。

あと、避難計画作成の中で、ナンバーワンの避難計画作成です。ここの中の大きな4の（2）嘱託員、消防団員による要配慮者訪問が継続事業としてずっと上げてあるんですが。ここあたりに、今後やはり、民生委員さんとか自治会長さん方のその福祉部門を大いに導入していかなないと、別々の動きをとっていく。片や、避難計画は、団員といわゆるケアマネジャーさんだと。地域福祉は、地方の地域のいわゆる地域福祉の部門が別々にばらばらに動いていくという形では、また今後のすり合わせというのがその都度行っていかなければならないので、非常に手間がかかるのかなと。そこはある程度、合流していけるような動きに行政としてとっていかれたほうがいいのかというふうに、これはまた要望として申し上げておきます。

以上です。

○委員（川畑善照）私も自治会長してるんですけども、やはり在宅介護、そういう方々が、この継続というのは確かにいいんです。ただ、何箇月ごとに、1年ごとに把握されるのか。例えば亡くなられたとか、あるいは病院に入院したとか、あるいは施設に入られた、また新しい方がそういう要援護者になってきたとか、そういうところが、もう常時大変だとは思いますが、大体何箇月ごとに把握されるのか。それによって、今、小田原委員が言われたとおり、アドバイザーと消防団員やいろんな方々との連携をしっかりとしなければ、これが絵に描いた餅にならないようにし

てほしいという気がいたします。

○防災安全課長（角島 栄）年度当初には、支援制度に登録された方につきましては、民生委員等にも名簿をお配りしてあります。その中で民生委員さんにつきましては、1箇月に1回ぐらいずつは訪問されるということになります。変更がありましたら、その中で変更するという確認はしているというところでございます。

○委員（川畑善照）その連携で消防団員やそういう方々まで連絡っていうのは。

○防災安全課長（角島 栄）済いません、言葉足らずで。今回、消防団員に回っていただく前には、民生委員さんの集まる会議の中で、一応こういうことをやりますということで、そういうまた別においては情報等もいただけませんかということでしたと回っているとでございますので、連携はしているところでございます。

○委員長（森永靖子）よろしいですか。

○防災安全課長（角島 栄）代理のほうがつけて加えて発言します。

○課長代理（寺田和一）先ほどから小田原委員また川畑委員からございます福祉との連携ということでございますが、事実今のところ進めておまして、もともとベースになるのが確かに市民福祉部門でございます。そちらと、今回、消防団員による要配慮者訪問ということをしました、マンパワー的にも消防団員を御協力いただければ、よりスムーズにいくのではないかとということで私も取り組みましたので、市民福祉部門とどうやっても別物に見えるんですけども、一体となって動かさせていただいているのがまず一点と。

それから、これはまた新年度の予算のことなので、先走りではいけないかもしれないんですが、市民福祉のほうにつきましても、この要支援者の名簿の整理につきましても検討しているようでございます。その会合の中に防災も入らせていただいて、先ほどありました言葉の整理から、あと対策をどうやっていくかというのは、内々に進めさせていただいているところです。

以上です。

○委員長（森永靖子）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（成川幸太郎）今の質問に関連してです

けども、要配慮者対策のところで消防団員の方が回っていただいたということなんです。これ民生委員と連携をとってされたみたいですが、その平佐西地区という非常に8,000世帯ある地域で、名簿が85名しかなかったという話なんです。名簿の整理が、これでも平成26年度の中期で終わったということになってるんですが、あの平佐地区の中で民生委員の方からも疑問が出まして、消防団員が持ってきた名簿を見たら85名と、こんなことあり得ないはずだということなんです。こら辺の名簿の整理がどんなふうに行われているのか。これがもう平成26年度で終わったようになってるんですけども、今後もこの名簿の整理というのは、要配慮者についても、要配慮者の中で支援を必要とする要支援者が少なくなるはずですから、要配慮者が平佐西地区で85名というのは余りにも少ないんじゃないかなという気がする。どんなんですか。

○防災安全課長（角島 栄） 資料の中にあります名簿の作成につきましては、本庁の関係機関の中で、要配慮者に該当する方の名簿はもう作成しております。今回、消防団員等が活用して回った訪問につきましては、事前にケアマネジャーさんが訪問していただきまして、その中で訪問をしてもいいですよという方の名簿が、その平佐西が八十何名だったということで、その訪問した中で、もう来ないでいいという方には、強制的には今のところは行ってないという状況でございますので、その点は御理解いただきたいと思います。

○議員（成川幸太郎） 先ほど小田原委員のほうからもありましたように、そういった消防団員が回ってきてもいいですかとあって、地域外の方が回ってくるっていうと、やっぱり不安を覚える方もいらっしゃると思うんですね。そういう意味では、自治会であれ、コミュニティであれ、地域の福祉という形での支援体制というのをちょっと強くしないと、そういう人たちが回ってこられることまで拒否されたら、本当の避難計画というのができないんじゃないかなと思いますので、またそこら辺もちょっと検討いただけりゃと思います。よろしくお願いします。

○防災安全課長（角島 栄） その点につきましては、今後、民生委員とか自治会長さん方をお願いしながら、訪問を拒否された方につきましても今後対応していきたいと考えているところでござい

ます。

以上です。

○議員（谷津由尚） 1点。この業務工程表の安定ヨウ素剤整備のところの（1）ウ、未配布者への配布というのがありまして、この右のほうに行きますと、矢印が平成27年度後期までいっぱいあるんですが、この右側の欄外に継続って書いてあるんですけど、この意味についてちょっと御説明をお願いします。

○防災安全課長（角島 栄） これにつきましては、未配布者への配布につきましては、先ほど説明しました、県のほうが転入・転居者も含めながら年に2回程度を開催すると。その中で配付を対応していくということでございます。それでもできない場合は継続的ということ、右側には継続と書いているようでございます。現在のところ、平成27年度中にはということで聞いているところでございますので、今後また継続的に、もし未配布者になればずっとなるということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議員（谷津由尚） この業務工程表を大きく分けると、継続すべき課題と早急に閉じるべき課題という、この二つに私は分けられるだろうと思うんですね。先ほど委員のほうからありましたように、継続すべきは、完成度を上げるためのアクション、いろんなことを継続して継続的に改善をしていく。これ非常に重要なことだと思います。これは継続すべき課題だと思うんですが。

例えば、この安定ヨウ素剤の配布ということに関しては、早急に閉じるべき課題だろうと思うんです。これは国・県のこともかもしれませんが、いずれにしても、最初配布した方から一番最後に配布が行き渡る方へが、もう1年かかってしまうとか、そのぐらいの時間があいてしまうということ自体が、私はちょっと、これはいかんだろうと。それはどういうことかといいますと、結局は市民の方の不安ということにつながってしまうのではないかとこの可能性があるので、できるだけその間を詰めるべきだろうと思います。いずれにしても、あと31%という方の配布がまだ終わってないということですので、早急に、市としては、県のほう、国のほうにプッシュしていただいて、これを完遂していただきますようお願いしたいと思うんですが、いかがですか。

○防災安全課長（角島 栄）その点につきましては、関係課、市民健康課のほうと協議しながら、県・国のほうにも伝えて、早急に実施、配布できるように進めてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（森永靖子）委員外議員ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）質疑は尽きたと認めます。

以上で、避難計画に関する業務工程予定表についてを終了いたします。

△避難計画に関する参考人招致の取扱いについて

○委員長（森永靖子）次に、避難計画に関する参考人招致の取扱いについてに入ります。

前回の委員会において、参考人招致の取り扱いについては、正副委員長で整理し、改めて協議することとしておりましたので、ここで資料を配付いたします。

なお、欠席の佃委員からも、本件に関する意見について資料提出がありましたので、あわせて配付させていただきます。

資料配付をお願いします。

〔資料配付〕

○委員長（森永靖子）回りましたでしょうか。国の参考人招致に関しましては、調査項目を前回の委員会における井上委員からの御意見を踏まえ、避難計画に係る国の支援状況等についてとしたところであります。

また、県の参考人招致に関しましては、県議会の会期中で3月中の参考人招致は難しいというふうに考えられることから、改めてしかるべき時期に協議したいというふうに考えます。

それでは、これらを踏まえ、参考人招致の取り扱いについて、御意見はないでしょうか。

○委員（井上勝博）今、委員長が難しいということは、何がちょっと難しいということなのか、よくわからなかったものですから、もう一回お願いできますか。

○委員長（森永靖子）県議会のほうも3月議会が始まっておるようで、なかなか日程の調整がうまくいかなかったようでした。それで、県議会でも終わった後に、また改めてということ进行调整したところでした。御理解ください。

○委員（川畑善照）参考人招致を途中の継続の

中で、今ずっと避難計画を最終確定ができた段階ならわかるけど、途中だったら、全く先が見えないことになるんですが。参考人招致の価値がどれだけあるのか、この陳情の審査において、そこがちょっと危惧されるんですけど、どういう状況なのかかわかりませんか。

○委員長（森永靖子）この間、福元参考人のほうに来ていただいて話いただいたときに、やはり継続にして、国・県いろんな形のしっかりした計画を聞いた上で進めていってほしいというような意見もありましたので、このような形をとらせていただきました。

○委員（川添公貴）せんだって、麦の芽福祉会の福元さんがおいでになったときに、本陳情について継続をしてほしいっておっしゃいました。今、委員長、そうおっしゃったんですけど、私、そのようには捉えてなかったんです。本人がみずから継続をしてっていうことをおっしゃったかどうか、記憶にないんですけど。

○委員長（森永靖子）この委員会の中では継続にしてほしいという意見は言われなかったと思います。前もっての打ち合わせに行きましたときに、そのような話をしたところでしたので。

○委員（井上勝博）要は、陳情を審査する上で市の担当課からお話を伺ったわけですが、実際に今内閣府からの職員の派遣ということで、ここで作業、仕事されていらっしゃるわけで、国としての考え方、今の到達点どう見ているのかということなどは、やっぱりちゃんと聞いておく必要があると思うんです。

というのは、非常にこの避難計画については、国が責任を負ってないですよ。国は、自治体と一緒に作るんですということを、きのうまで私、政府交渉に行って、政府の役人がそう答えていて、国が何か完成しましたよとかそういうことは言わないですよと、一緒に作るんですということを言うんですね。

しかし、一方で安倍首相は、避難計画は具体的かつ合理的になっているというふうに、いわば、そういう発言を国会の中で言われると。これ非常にわかりにくいわけですよ。国は何に責任を持っているのかということなんですよ。やっぱり細かい問題についても、今の到達点でいうと、平成26年度については一応終わったというふうになってるところもありますんで、どういう段階で

あるのかということや、派遣されてきて何をして
るのかということなども、きちっと確認しておく
ということは必要なことであって、特に要援護者
に関しては、細かいところまでしなければ納得で
きないということが陳情者の意見でしたよね。一
人でも犠牲者を出してはならないっていうのが、
陳情者の意見でしたので、本当に一人でも犠牲者
を出さないという計画が本当にできるのかどうか。
これやっぱいろんな角度から参考人にも来ても
らって聞いておく必要があるんじゃないかという
ふうに思います。

○委員（川添公貴）委員会として広く意見を求
める、川畑委員がおっしゃったように、広く意見
を求めることは重要だと思います。広く意見を求
めた上で市民の方々の御意見、御要望等々を判断
していくべきだろうと思いますんで、広く意見を
捉えることは重要だと思います。

陳情第11号に関連してというのも、私として
はいかがなものかなと思うんですが。というのは、
先ほど質問でも申しましたように、再稼働問題と
避難計画は別だという考え方がありますんで、そ
うなると、恒久的に本委員会において、避難計画
等々については審査事項として残しておくべきだ
ろうと思います。原子力防災に係る避難計画につ
いてという形で残しておいて、その調査事項の中
で広く意見を求めるということは、私は重要だと思
います。

悩ましい問題なんですけど、先ほどおっしゃった
ように、この避難計画については完結する問題で
はなく、恒久的にやっていくべき問題。それから、
きょうで閉め切って、きちっととめなきやいけな
い問題等々あるんで、それを恒久的にやっていく
ためには、広く意見を求めることはいいことだろ
うとは思いますが、11号と関連していくと、
ちょっと疑問符が湧くところがあるとは思いますが。

以上です。私の考えでした。

○委員（川畑善照）この第11号に川内原発再
稼働の前ということがあるものですから、これ
らもずっと継続でこの避難計画がずっといけば、
ずっと継続なんです。だから、もうここで決着
をつけるのも一つの方法かと思うんです。ただ、
部分採択というかそういうこともできれば方法論
はあると思うんですけども。まず、これをそのま
ま見たときに、稼働前にと書いてあるから、これ
をどう考えるかちゅうことも、ほかの議員の方々

にも聞いてください。

○委員（小田原勇次郎）自由討議にしていただ
いてよろしいですか。

○委員長（森永靖子）自由討議に切りかえます。

○委員（小田原勇次郎）今、川畑委員がおっし
やる部分、非常によく理解のできるところであり
ました。参考人招致について、私は、決して、広
く意見を聞くという、川添委員がおっしゃったよ
うに、趣旨からいくと、排するものではないと承
知して、途中経過でも確認していくべき案件だ
というふうに思っております。ですから、参考人招
致については、私は前向きな考え方を持っており
ます。

あと、今、川畑委員がおっしゃった、これはま
た今後の手続の部分、また委員長が今後どうさ
れるかは諮られるでしょうけれども、今、これは
取り扱いにも入ってくるんですけども、今、これ
は自由討論ですから、議会運営委員会のほうで請
願・陳情における一部採択等の取り扱いにとい
うことでちょうど議論をしておる。私も議運の委員
なものですから、今まで請願・陳情を採択か不採
択かしか、二種択一でしか本市議会はやってこな
かったと。これについて、今議会運営委員会で一
部採択という手法、趣旨採択という手法を今後取
り扱いをどうしましょうかという、今議論を行っ
て、今度の3月の9日の議運でもまた語らしま
しょうかというような部分がありますんで、ここあ
たりも非常に推移としては見守っていくべき部分
はあるのかなと。この取り扱いにはまだ踏み込ん
で話はしませんけれども、そこあたりも御参考に
されたほうがいいのかなどという意見は持っており
ます。

以上です。

○委員長（森永靖子）自由討議のままでいいで
すか。自由討議でいいですか。

○委員（井上勝博）いいです。再稼働とその避
難計画は別って意味なんですよ。それはど
ういう意味かっていうと、再稼働しなくても使用
済核燃料があるわけだから、動かなくても危険な
んだと。だから、避難計画と再稼働は別というこ
とが、別論の根拠だというふうに思うんですよ。
そういうことであるならば、再稼働とかそんなの
関係なく、一刻も早く避難計画については完成さ
せなきやいけないというのが筋だと思うんですよ。
使用済核燃料が危ないんだから。何が起ころ

かわからんのだから。再稼働とは関係なく、一刻も早く、その避難計画は完成させなきゃいけないと。

それは完成といった場合に、例えば先ほどの議論の中に、きょうは元気でも、あした倒れる方もいらっしゃるわけだから、それについて100%できましたということには、それはなかなかかなりにくいものではあると思うんですよ。ただ、何月何日時点においては完成しましたと、これはできるわけですよ。何月何日時点における避難計画については完成しましたと。だから、やっぱりそういうものなわけだから、それをずるずる延ばすのではなくて、一刻も早くという観点から、やはり別論を、そういうふうを考えていかなきゃいけないんじゃないかと思うんです。だから、再稼働の前について書いてありますけれども、私は、一刻も早くということは、陳情者の趣旨だというふうに思うんですね。

○委員長（森永靖子）ほかにありませんか。杉菌委員、いいですか。

○委員（杉菌道朗）きょうの議題の中においては、その11号に対しての、即どう言う結論の部分ということじゃなくて、今この示された参考人招致の取り扱いということですから、いろいろ意見が出てますけど、参考人招致に関しては、ぜひというか招致をしていただいて、いろいろ先ほどから出てます幅広い意見というのは大事でしょうから、しっかり意見を聞きたいなという部分があります。

ただ、その避難計画と、この陳情の趣旨の部分っていうのは、それぞれの委員の方々の考え方でしょうから、それはある意味そうなのかなと理解するところです。なかなかちょっと、即、きょうの段階での今後の動向ちゅう結論の部分というのは出せないというふうに私は思います。

○委員長（森永靖子）よろしいですか。それでは、自由討議を終了します。

参考人招致につきましては、御意見が分かれていますので、調整が難しいように感じます。きょうの段階では、一応起立によって確認したいというふうに考えます。

協議会に切り替えます。

~~~~~  
午前11時18分休憩  
~~~~~

午前11時18分開議

~~~~~

○委員長（森永靖子）それでは、本会議に戻しまして、資料のとおり参考人招致するということがよろしいでしょうか。参考人招致の時期につきましては、委員長に一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）御異議ありませんので、そのように決定いたします。

それでは、内閣府職員の参考人招致に関しまして、調査項目を避難計画に係る国の支援状況等についてとすることとしますが、招致時期につきましては、委員長に一任いただくことで御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）御異議ありませんので、そのように決定させていただきます。

ここで、陳情第11号の審査を一時中止いたします。

~~~~~  
午前11時19分休憩
~~~~~  
午前11時34分開議  
~~~~~

○委員長（森永靖子）それでは、本会議に戻します。

△川内原子力発電所の工事計画認可等の審査状況に係る九州電力の参考人招致の取扱いについて

○委員長（森永靖子）川内原子力発電所の工事計画認可等の審査状況に係る九州電力の参考人招致の取扱いについてを日程に追加し議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）御異議ありませんので、この件を日程に追加し議題といたします。

工事計画認可の審査状況及び再稼働までのスケジュール等が報道等でしかわからない状況にありますので、川内原子力発電所の安全対策に関する調査の中で、この件について、九州電力を参考人招致し、説明を受けたいというふうに思います。御異議ありませんか。

○委員（川添公貴）採決は起立によってお願い

します。

○委員長（森永靖子）ただいま起立採決の声がありますので、起立により確認したいと思います。

参考人招致について賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（森永靖子）起立多数でありますので、九州電力の参考人招致を行うことに決定いたしました。

次に、招致日程につきましては、九州電力との調整が必要かと思いますので、日程調整については委員長に一任いただきたいと思います。

また、可能であれば、先ほどの内閣府の参考人招致の日程に合わせて招致できればなというふうに考えます。そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）御異議ありませんので、そのように取り扱うことに決定いたしました。

以上で川内原子力発電所の工事計画認可の審査状況等に係る参考人招致の取り扱いについてを終わります。

△委員長報告の取り扱い

○委員長（森永靖子）ここで、委員長報告の取り扱いについて申し上げます。

川内原子力発電所の安全対策に関する調査は、発電所の運転状況の部分だけでしたので、3月定例会での委員長報告は考えておりません。

なお、今後の委員長の調整状況とあわせて報告する場合もあるかと思いますので、御了承ください。

△閉 会

○委員長（森永靖子）以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の委員会を閉会したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森永靖子）御異議ありませんので、以上で川内原子力発電所対策調査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会川内原子力発電所対策調査特別委員会

委員長 森 永 靖 子